

学校いじめ防止基本方針

～どの生徒も安全に生活し、安心して学べる学校に～

令和8年度

1. いじめ防止に向けた基本方針

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を創る（未然防止）」への指導の転換を図り、全ての生徒に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の姿である。いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得る問題と考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解消・解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分認識すること

- ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること
- ・いじめを許さない学校づくり、学級・学年づくりを進める上では、生徒一人一人を大切にすることを教職員の意識や、日常的な態度が重要であること

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識に立つこと

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること
- ・「どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪い」という考え方を行きわたらせる必要があること
- ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであること

(3) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと

- ・子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めること
- ・自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つこと。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計であること

(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

- ・個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進すること
- ・道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要であること

(5) 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むこと

- ・いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があること

※ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

- ・いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うこと
- ・いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要があること
- ・家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要であること。

2. いじめの定義と態様

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと規定している。

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、ひぼう当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ」、2「多様な背景を持つ児童生徒3」、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。【文部科学省「いじめの防止等のための基本方針」より】

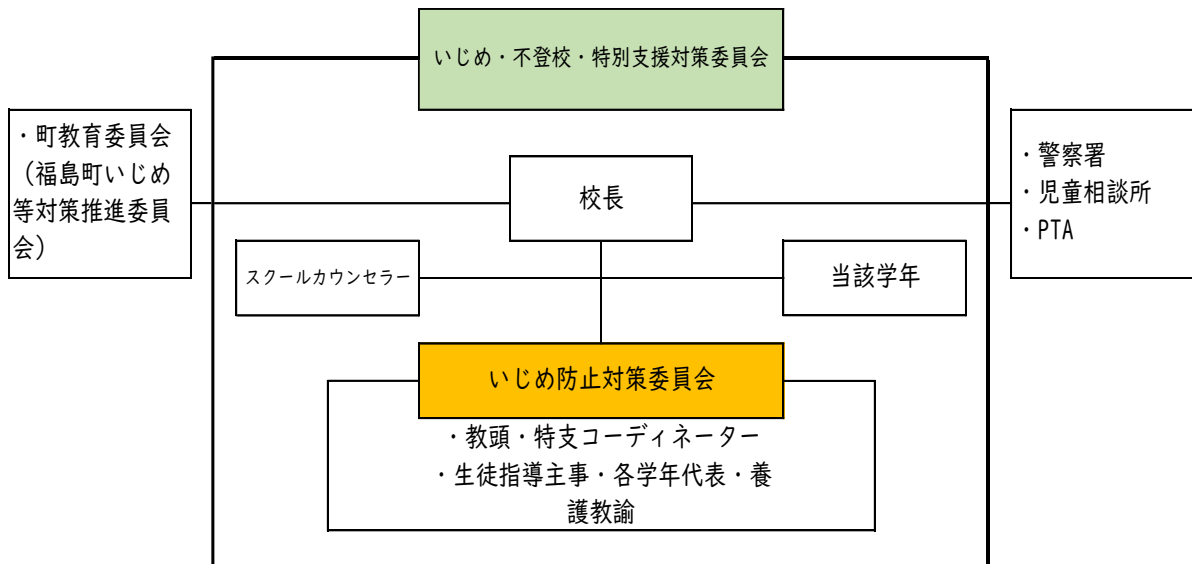
(1) 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

(2) 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

(3) 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

3. いじめ防止の指導体制と組織的対応

- (1) いじめ防止対策委員会～いじめの未然防止といじめの早期発見（随時）
- ① 構成員～校長、教頭、特支コーディネーター、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭
 - ② 業務～イ. 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成 ロ. 研修会の企画立案
ハ. アンケートの実施と結果報告 ニ. 未然防止の取組 ホ. 早期発見の取組
ヘ. 各学年・学級の状況報告
- (2) いじめ防止対策委員会～いじめを認知した場合の早期解決（必要に応じて、緊急開催）
- ① 構成員～校長、教頭、特支コーディネーター、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭、関係教諭（スクールカウンセラー）
 - ② 業務～イ. 正確な事実関係の収集（調査、聞き取り等）
ロ. 具体的な指導方針の決定
ハ. いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援
ニ. いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
ホ. 警察等関係機関との連携
ヘ. 事態収拾までの継続指導、経過観察



4. いじめの未然防止 ～「いじめ」を許さない学校・学級づくり～

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- (1) 学級経営の充実
- ・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり：教師の受容的、共感的態度が重要
 - ・規律と活気ある学級集団づくり：生徒の自発的、自治的活動の保障
 - ・正しい言葉遣いができる集団づくり：人権意識に欠けた言葉遣いへの指導
 - ・学級のルールや規範の遵守：粘り強い継続的指導と毅然とした指導
 - ・生徒のきめ細かな実態把握：アンケート調査や欠席・遅刻・早退など日数等の把握
月一回の生徒指導交流会の実施
 - ・生徒理解力、学級経営力等の指導力の向上：年二回の教育相談の実施
- (2) 授業における生徒指導の充実
- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じた学び合いの保障
- (3) 道徳
- ・いじめを許さない心情を深める授業の工夫と人権意識の高揚：指導計画に基づく指導
 - ・思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実

6. いじめの早期解消・解決

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ③「いじめ防止対策委員会」の方針の下、関係生徒から事情を聴くなど、いじめの事実確認を行う。結果は、加害・被害生徒及び、それぞれの保護者に連絡するとともに、福島町教育委員会に報告する。
- ④いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に学校の取組方針を伝え、協力を求める。

(3) 重大事案への対応

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席しうることを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、福島町教育委員会に速やかに報告する。
- ②福島町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

(4) ネット上のいじめ

- ①定期的なネットパトロールを実施する。
- ②ネット上の不適切な書き込みについては、サイト管理者・プロバイダー・通報機関（警察サイバー罪対策室、インターネットホットラインセンター、人権相談機関）と連携を行い、直ちに削除する措置を執る。
- ③情報モラル教育を推進する。
- ④学校便りや保護者会等を通じた保護者への注意喚起、啓発を行う。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは、次の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じ、他の事案も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

7. いじめ対応の対処方針

さ	最悪の事態を想定し
し	慎重に
す	素早く
せ	誠意をもって
そ	組織で対応する

8. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切にいじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) 保護者・地域へのいじめ防止基本方針の周知に関すること
- (2) いじめの未然防止、早期発見に関する取組に関すること

発見

いじめの発見と正確な状況把握

- 学年指導部を中心とした学年部による対応
 - ・個別聞き取り、個別指導
 - ・組織対応
 - ・具体的事実と周辺情報の区別
 - ・記録(時系列、自書等)

- ・抱え込まずに学校全体で対応
- ・全ての関係教師、生徒からの把握
- ・複数で信頼関係を重視した聴取
- ・威圧的態度や体罰の禁止
- ・秘密厳守

初期対応

校内チームによる組織対応(対策委員会による対応)

- メンバー：校長、教頭、特支コーディネーター、関係教諭・生徒指導主事、各学年代表、養護教諭

- 役割：【事情聴取・情報整理・分析・まとめ】
 - ・事実関係の把握、整理、総括
- 【対応策の検討(緊急対策・根本的対策)】
 - ・指導方針の検討、保護者への対応
- 【教員的意思形成・調整】
 - ・情報共有、教育相談体制の構築、関係機関のとの連携

関係機関との連携

- ・警察
- ・児童相談所
- ・スクールカウンセラー
- ・教育委員会等

全教職員の情報共有

いじめられた生徒の立場に立った対応

- ・組織的な対応
- ・連携強化
- ・複数で信頼関係を重視して
- ・威圧的態度や体罰の禁止
- ・自書、記録

- 当該生徒の発達段階や家庭環境、指導履歴等を考慮し、個に応じた指導を心がける。
- ・必要に応じて、チームを組織し、指導方針や役割分担を決定して対応する。
 - ・当事者同士だけで解決させるような対応は行わない。
 - ・双方の言い分だけを聞いてすぐに仲直りさせるような対応は行わない。

<p>被害生徒</p> <p>仕返しなどが起きないように絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。</p>	<p>加害生徒</p> <p>いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。</p>	<p>他の生徒 (観衆・傍観者)</p> <p>いじめを告げることが、人権と命を守る行為であることを理解させる。</p>	<p>被害生徒の保護者</p> <p>指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。</p>	<p>加害生徒の保護者</p> <p>事実を伝え、被害生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。</p>
---	---	---	---	--

- ・被害生徒に対し、「君にも原因がある」「頑張り」などの指導や励ましは行わない。
- ・保護者への対応は、家庭訪問を基本とするほか、電話等で親身に行う。
- ・報道機関等の外部機関への対応は、管理職を窓口に一歩化し、生徒のプライバシーに配慮しつつ、適切な情報公開、誠意ある公平な対応に心がける。

解決に向けた継続的指導

事後処理

- アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- 人間関係づくりを目指した取り組み
- 生徒主体の活動
- 指導経過・生徒の様子の定期的な情報交換
- 指導上の連携、協力の依頼

- ・加害生徒の行為が、出席停止の要件に該当するか否か、教育委員会や教育局と連携し検討する。

いじめを許さない基盤の再構築